

水素エネルギー利活用促進モデル事業実施要綱

平成30年3月30日

総合政策部総合政策課

1 趣旨

水素需要の拡大と、県民が水素を身近に感じることができる環境づくりのため、市町村、県内高等教育機関その他知事が特に認める者による取組を支援する水素エネルギー利活用促進モデル事業を実施することとし、その実施については、この要綱の定めるところによる。

2 定義

- (1) 「水素エネルギー利活用促進モデル事業」とは、水素需要の拡大と県民が水素を身近に感じることができる環境づくりに資する事業であり、県内における水素エネルギー利活用のモデルとなるものであって、市町村、県内高等教育機関その他知事が特に認めた者が実施するものをいう。
- (2) 「水素エネルギー利活用促進モデル事業補助金」とは、水素エネルギー利活用促進モデル事業の予算により執行する補助金をいう。
- (3) 「県内高等教育機関」とは、県内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (4) 「知事が特に認める者」とは、次のアからウまでに掲げる者をいう。
 - ア 県内高等教育機関と連携して実証事業に取り組む者
 - イ 業務・産業用燃料電池の整備を行う者
 - ウ 家庭用燃料電池の整備を行う者なお、家庭用燃料電池の整備を行う者とは、一般社団法人燃料電池普及促進協会が交付する燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金（家庭用燃料電池システム導入支援事業）の申込受理・交付決定の通知を受けた家庭用燃料電池（以下「補助対象システム」という。）を宮崎県内の住宅（店舗、事務所等との兼用であるものを含む。）に設置する者（住宅の新築に併せた設置及び補助対象システムが設置された住宅の引渡しを受ける者を含む。）をいう。
 - エ その他水素エネルギーの利活用促進に向けた先駆的な取組を行う者と認められる者

3 補助対象事業の種類等

補助対象事業の種類及び内容は次のとおりとする。

事業の種類	内容
家庭用燃料電池システム整備事業	家庭用燃料電池システムの整備を行う者への支援に関する事業
特定水素エネルギー利活用促進モデル事業	市町村、県内高等教育機関その他知事が特に認める者（家庭用燃料電池システムの整備を行う者への支援に関する事業を除く）が行う水素エネルギーの利活用促進に向けたモデルとなる取組に関する事業

4 特定水素エネルギー利活用促進モデル事業の採択

- (1) 特定水素エネルギー利活用促進モデル事業を実施しようとする市町村、県内高等教育機関その他知事が特に認める者（以下「事業申請者」という。）は、別記様式第1号及び第2号により事業申請書を知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、特定水素エネルギー利活用促進モデルの採択に当たっては、事業申請者に対し事業計画等について直接ヒアリングを行うことができる。
- (3) 知事は、提出された事業申請書を審査の上、採択するものとする。
- (4) 知事は、採択結果を事業申請者に別記様式第3号により通知するものとする。
- (5) 特定水素エネルギー利活用促進モデル事業の採択後の事業申請書の内容の変更等を行う場合には、原則として上記(1)から(4)までの手続等に準ずるものとする。

5 補助金の交付

知事は、水素エネルギー利活用促進モデル事業について、予算の範囲で、別に定めるところにより補助金を交付する。

6 実地調査等

知事は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（4の(1)関係）

第 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

水素エネルギー利活用促進モデル事業について（申請）

このことについて、別添のとおり事業計画書を作成したので、水素エネルギー利活用促進モデル事業実施要綱（平成30年3月30日定め）4の(1)の規定により提出します。

事業計画書

事業者名	
事業目的	
事業区分	
事業費	総事業費 円 (うち補助対象経費 円)
県補助金（申請額）	円
事業内容	
事業効果	

事業イメージ図

事業のイメージが視覚的に分かるように、図等を用いて全体像を作成してください。

※特定水素エネルギー利活用促進モデル事業に係る申請の場合のみ作成。

※様式は任意です。

様式第3号（4の(4)関係）

第 号
年 月 日

殿

宮崎県知事



水素エネルギー利活用促進モデル事業の採択について（通知）

年 月 日付け で申請のあった標記事業について、水素エネルギー利活用促進モデル事業実施要綱（平成30年3月30日課定め）4の(3)の規定により採択したので、同要綱4の(4)の規定により通知します。